

令和2年3月3日

建設業関係各位

北海道開発局事業振興部建設産業課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について（お知らせ）

北海道開発行政の推進につきましては、日頃から特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生している状況にあります。感染の流行を早期に終息させるためには、感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することが、今後の国内の流行を抑える上で重要です。

このような状況を踏まえ、政府においては、国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたところです。

つきましては、移動等に伴う感染リスクの低減を図るため、下記の書類提出に当たっては、できるだけ持参によらず、郵送でご提出いただくことを推奨致しますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 郵送でご提出いただくことを推奨する書類

- ・国土交通大臣許可に係る建設業許可申請、変更届
- ・国土交通大臣許可に係る経営事項審査申請
- ・建設業に係る経営力向上計画認定申請

※国土交通大臣許可に係る建設業許可申請・変更届、経営事項審査申請については、現在北海道庁に持参いただいているところ、郵送でのご提出を推奨するものです。

2. お問合せ先

北海道開発局 事業振興部 建設産業課

電話番号 011-709-2311 内線5893、5778